

# 期限内納付で快適なまちづくりを 市税の収納状況と滞納処分

市税は、市が行う生活環境整備、医療、福祉、教育、産業の振興など、快適なまちづくりをするために不可欠な財源であり、市民の皆さんから応分に負担していただいています。また、国民健康保険税も被保険者の皆さんが医療を受けるときの負担を軽くする、助け合い制度に必要な大切な財源です。

納付期限内の納付にご協力をお願いします。

## 現在の収納状況



下表に見られるように、納税義務者の大多数からは誠に納税いただいておりますが、一部の滞納者によって税負担の不公平が生じています。

また、市税の滞納により、高額な未収入金が発生しており、市政の運営にも支障を来しているのが現状です。

滞納を解消することは、行政サービスの観点からみても必要なことです。

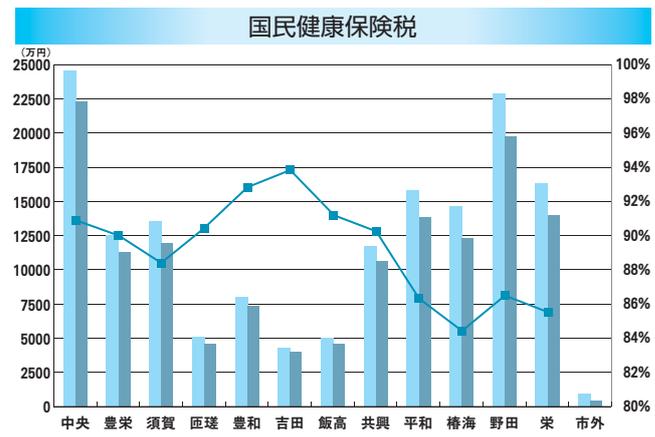
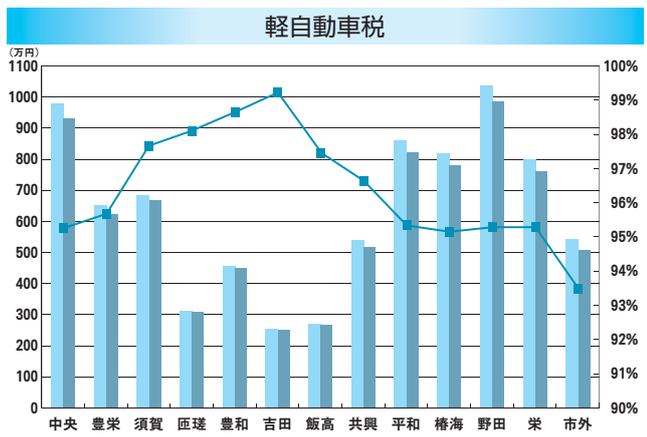
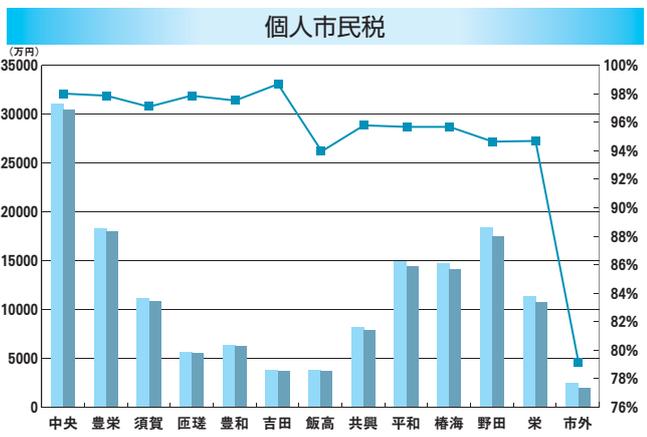
◆平成23年度 収納状況 (平成24年5月31日現在) (単位：円)

税目	課税総額	収入済額	未収入額	収納率
個人市民税	1,507,271,400	1,451,213,956	56,057,444	96.28%
法人市民税	256,392,900	254,860,400	1,532,500	99.40%
固定資産税	1,726,061,800	1,653,673,731	72,388,069	95.81%
軽自動車税	81,981,200	78,678,400	3,302,800	95.97%
たばこ税	283,339,029	283,339,029	0	100.00%
合計	3,855,046,329	3,721,765,516	133,280,813	96.54%
国民健康保険税	1,550,380,600	1,367,198,124	183,182,476	88.18%

◆100万円以上の滞納者数と割合

地区	中央	豊栄	須賀	匠瑛	豊和	吉田	飯高
滞納者数	55人	21人	39人	11人	9人	2人	7人
割合	15%	6%	10%	3%	2%	1%	2%
地区	共興	平和	椿海	野田	栄	市外	計
滞納者数	23人	47人	43人	51人	38人	34人	380人
割合	6%	12%	11%	13%	10%	9%	100%

◆地区別収納状況



## 滞納処分の流れ

### 督促状

納付期限までに納付がない場合、督促状が送られます。



### 財産調査

勤務先、法務局など様々な機関に照会し、滞納者の財産を調査します。



### 差押

給与や不動産など発見できた財産の差押をします。



### 換価

差押えた財産を換金し、滞納市税に充てます。

## 滞納処分の概要

税を納付期限までに納付しないと、督促状を発送します。それでも納付いただけない場合は、電話や個別訪問などで納付のお願いをしています。さらに、催告にも応じず滞納を続ける場合には、法律に基づいた財産調査後、滞納処分（給与や不動産などの差押）を実施します。また、滞納した場合には、税額と合わせて延滞金を納めていただきます。

## 滞納処分の強化

延滞金の徴収や滞納処分などの措置は、納付期限内に納税されている人との公平性を保つために実施されるものです。現在市では、行政サービスの向上と税負担の公平性を維持するために、税の滞納を減らすことが重要な課題になっています。下表に表れているように、課題達成を目指して今後も引き続き滞納処分の強化に力を入れていきます。



市政の運営は皆さんの納税によって支えられています。滞納をなくして、より快適なまちづくりを実現するために、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆差押件数

区分	預貯金	生命保険	給与	年金	賃料等	不動産	国税還付金	計
H19年度	3	0	1	0	0	2	1	7
H20年度	17	1	0	0	0	11	4	33
H21年度	15	4	1	0	0	0	1	21
H22年度	133	44	11	1	1	2	3	195
H23年度	150	82	36	1	4	4	13	290

## 納税 Q & A

**Q** 延滞金はどうしても支払わなければなりませんか？

**A** 税金は納付期限内に納めることが原則であり、大多数の納税者は納付期限内に納めています。また、税金によって生活に必要な市政が運営されています。納付期限内に納めた人との負担の公平性をはかるために延滞金は支払っていただくわけではありません。

**Q** 延滞金の利率はどうなっていますか？

**A** 市ホームページにも記載しているように、延滞金の利率は納付期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は年4.3%で、それ以後は年14.6%となっています。

**Q** 前納報奨金は廃止されたのですか？

**A** 平成23年度から廃止されました。近隣の市町村が次々と廃止していることや経費節減の観点から、議会の承認を得て廃止としましたので、ご理解をお願いします。



## 納税が困難な場合はご相談を

失業や疾病、罹災などで納税が困難な場合には、遠慮なく税務課へご相談ください。平日や昼間、納税や相談に来庁できない人には、毎月25日頃午後8時まで「夜間納税・相談窓口」、毎週日曜日午前9時から12時まで「日曜納税・相談窓口」を開設しています。また、市では口座振替を推

進しています。口座振替を利用すれば、税金は各税目の納付期限ごとに引き落とされますので、納め忘れの心配がありません。その他、本年度からコンビニエンスストアでの納付もできますので、忙しくて納税に時間がとれない人はぜひご利用ください。

**問 税務課納税推進室収税班**

☎ 73・0087